

フランス福祉国家の変容と子どものケア

——「アジア化するヨーロッパ」仮説の検討——

落 合 恵美子

「英国病」からの脱却を目指してマーガレット・サッチャーが新自由主義的改革を断行した1980年代以降、ヨーロッパの福祉国家は「削減（retrenchment）」の方向に舵を切ったと言われている。その後、「第三の道」もあり、またヨーロッパの様々なタイプの福祉国家を一括りにすることはできないが、黄金期の福祉国家からの変質が起きたことは誰の目にも明らかである。他方、アジアに目を転じれば、例外的に出発の早かった日本を別にすれば、ヨーロッパでの「削減」が行われていたまさにその時期に、アジアの福祉国家建設は進められてきた。「削減」と「建設」一両地域における対照的な動向は、この分野の風景を一変させつつある。これまでは差が大きすぎて別世界としか言えなかった両地域について、比較したり類型化したりして論じることを可能にする共通の地平が生まれつつあるのではなかろうか。

筆者は2000年代の初めから、東アジアと東南アジアの数か国について、子どもと高齢者のケアに関する比較研究を行ってきた。その結果、浮かび上がってきたのが、予想を超える多様なパターンの存在と、それでも共通するいくつかの特徴、すなわち発展途上の福祉国家を補うように発達したケアの商品化、とりわけ外国人ケアワーカーの雇用と、親族の果たす役割の大きさであった（落合・山根・宮坂2007、Ochiai and Molony 2008、Ochiai 2009）。アジアについての研究に一区切りつけ、グローバルな視野であらためて見直したとき、福祉国家「削減」後のヨーロッパにおいても、これらとよく似た傾向が生じていることに関心をもった。欧米諸国における外国人ケアワーカーの雇用は「グローバル・ケア・チェーン」と呼ばれる女性労働者の国際移動を誘発し、また祖父母の役割がヨーロッパ各地、特に貧困地区で再認識されていた（Charles, Davies and Harris 2008, Arber and Timonen 2012）。

ヨーロッパにおける福祉国家の「削減」は、多様なセクターのアクターが福祉を支え合う現在のアジアのような状況にヨーロッパを近づけるのだろうか。他方、アジアで進む福祉国家「建設」は、両者の距離をいっそう縮めることになるかもしれない。ならばその先

には、近未来の人類社会にとって最適の福祉ミックスへの収斂が待っているのだろうか。「アジア化するヨーロッパ」と「ヨーロッパ化するアジア」という仮説のもと、変わりつつある両地域の状況を同じ地平の上で比較検討して人類の未来を見通すというプロジェクトの着想は、このようにして得られた⁽¹⁾。

本稿はこのプロジェクトの一環として「アジア化するヨーロッパ」仮説検討のために2015年度にフランスにおいて実施した調査研究の成果の一部である。ヨーロッパ全域を視野に入れてはいるが、福祉ミックス再編成の具体像を知るためのフィールドワークを中心的な方法としたため、フランスにおける子どものケアに焦点を絞る。この調査がヨーロッパ全体の理解のためにどのような意味をもつのかについては、本稿の最後に考察したい。

1 「アジア化するヨーロッパ」仮説

最初に、「アジア化するヨーロッパ」とはどのような状況を指すのか、定義しておこう。

第一に注目すべきは、福祉国家の「削減」である。その程度は、社会福祉への公的支出の縮小という財政的变化として測るのが一般的だろう。GDPの規模でコントロールする必要があるのは言うまでもないが、年金や医療費に大きく影響する人口高齢化の程度でコントロールすることも忘れてはいけない。日本以外のアジア諸国はヨーロッパ諸国に比べて高齢化の程度が明らかに低い。図1は横軸に人口高齢化の程度、縦軸に社会福祉への公的支出の対GDP比を示したものである。すると、人口高齢化の程度が同じでも、社会福祉への公的支出のレベルに違いのあるグループが浮かび上がる。ヨーロッパでも北欧・フランス・ドイツなど第1グループと、南欧・東欧・イギリスなど第2グループはレベルが異なり、合衆国・カナダは後者と同じグループと言える。世界で最も高齢化した国となった日本は、その割に社会支出は抑えられており、第2グループの下端か、あるいはそれよりレベルの低い第3グループに属すると言えよう。第3グループは東アジア・東南アジア諸国および日本が入るように設定したものであり、他にロシアや旧ソ連邦の国々が含まれる。この図を用いれば、「アジア化するヨーロッパ」とはヨーロッパ諸国が下方に移動することを指し、反対に「ヨーロッパ化するアジア」とはアジア諸国が上方に移動することを指す。人口高齢化の程度が同じでも、社会支出が下がる、もしくは上がるということである。

⁽¹⁾ このプロジェクトはイル・ド・フランス政府に採択され、2015年4月より2016年3月までの1年間、ブレーズ・パスカル国際研究員（Blaise Pascal Chair）としてフランス社会科学高等研究院にて研究に従事した。

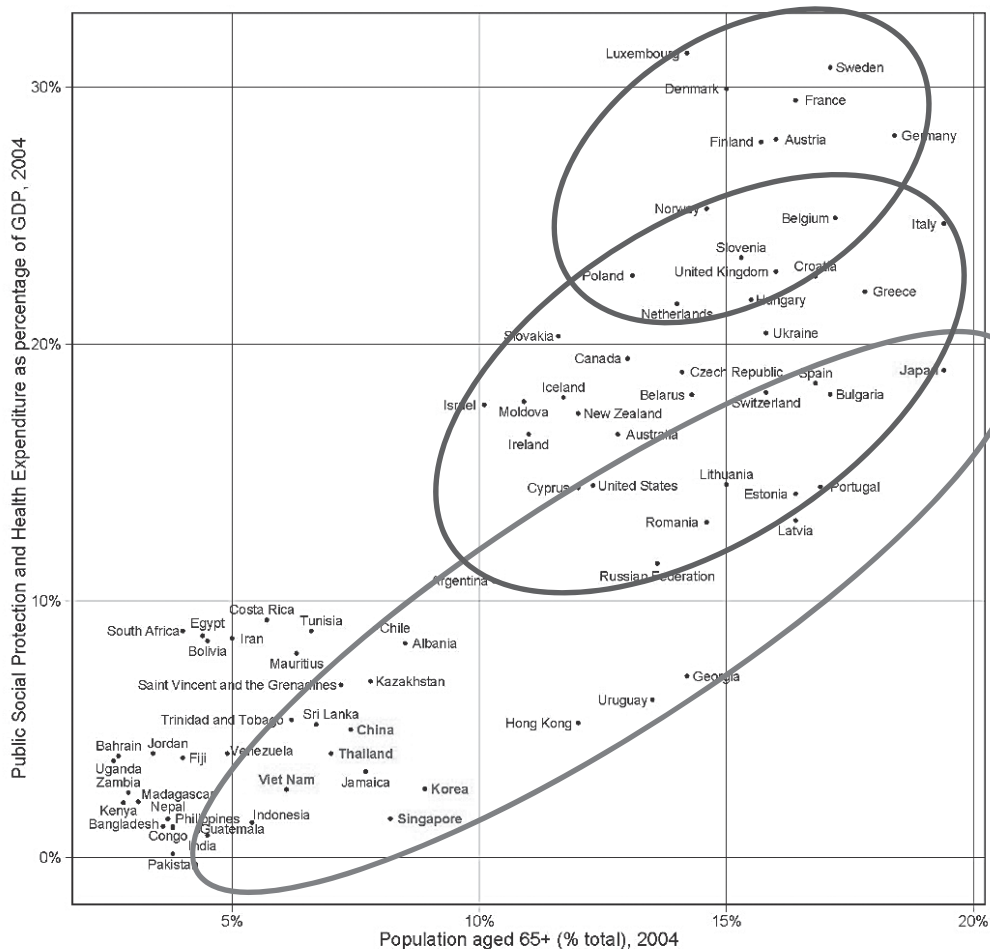


図1 公的社会支出と人口高齢化

しかし、それだけだろうか。福祉国家が「削減」されても、人々は生きていかねばならない。個人や集団の社会的・経済的・心理的・医療的状态がよいことを *welfare, well-being, wellness* と言うとすると、そうした“良き生”はさまざまなセクターのさまざまなアクターに支えられて可能になる。国家以外の福祉の担い手にも注目するのが福祉ミックスという考え方であり、福祉国家ではなく福祉レジームという概念に発展した。福祉レジームを構成するセクターとして国家、市場、家族を想定するのが福祉トライアングル（福祉三角形）という枠組みであり、これにコミュニティ（あるいはアソシエーション）等を加えて4セクターを想定するのが福祉ダイヤモンド（福祉四角形）という枠組みである（Razavi 2007, Razavi and Staab 2012）。本稿では図2に示したような、福祉ダイアモン

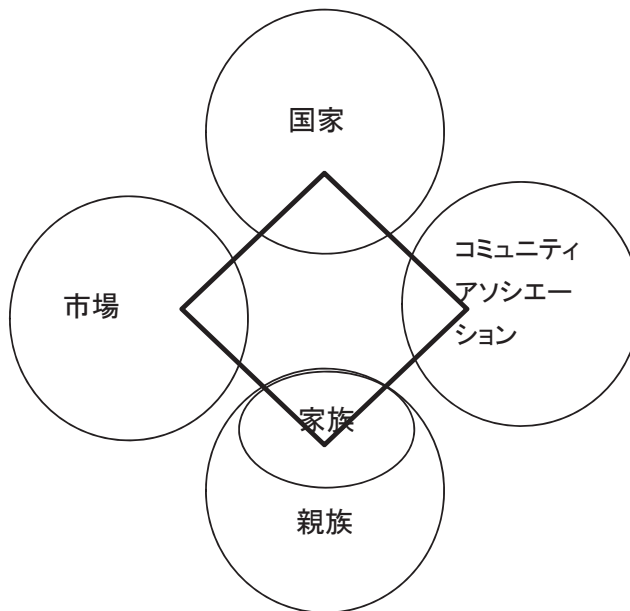


図2 福祉ダイヤモンド

ドの枠組みを用いることとする。なお、この福祉ダイヤモンド図式は、通常のものとは違うくふうがなされている。通常は「家族」とされるセクターを「家族・親族」と呼び換えているのである。ヨーロッパの研究で用いられてきた福祉ダイヤモンド図式では、親族の位置づけが揺れていた。家族に入ることも、コミュニティに入れられることもあった。筆者らによるアジアのケアレジームの比較研究では、親族の役割の大きさと、家族と親族の境界の曖昧さがアジア社会の特徴として浮かび上がってきたので、親族は家族セクターに含めることにしたのである (Ochiai 2009)。本稿ではアジアに使用したのと同じ図式でヨーロッパの福祉レジームを分析したい。

では、福祉ダイヤモンド図式を用いると、「アジア化するヨーロッパ」とはいかに定義できるだろうか。図3は、理念型としての「ヨーロッパ型」の福祉ダイヤモンドと、「アジア型」の福祉ダイヤモンドを対比したものである。ヨーロッパも一括りにできないのは図1でも見たとおりだが、第1グループばかりでなく第2グループでもアジア諸国を含む第3グループよりは公的社會支出が多かった。国家セクターの大きなダイヤモンドを「ヨーロッパ型」の理念型としてよいだろう。それに対して「アジア型」の理念型では他の3セクターが大きい。「家族・親族」セクターでは「親族」の役割が大きい。福祉レジームに注目すると、4つのセクターのバランスが変化して「アジア型」に近づくのを「アジア化」、 「ヨーロッパ型」に近づくのを「ヨーロッパ化」と定義することとしよう。「アジア化するヨー

ヨーロッパ型福祉ダイヤモンド

アジア型福祉ダイヤモンド

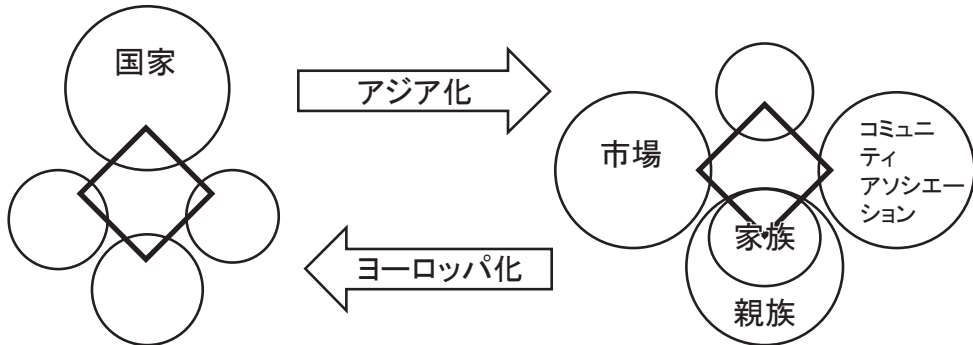


図3 ヨーロッパ型福祉ダイヤモンドとアジア型福祉ダイヤモンド

「ヨーロッパ」仮説を検証する本稿では、図3の左図のような福祉ダイヤモンドが右図のような形に変化したかどうか注目することとしたい。

2 財政面から見た福祉国家

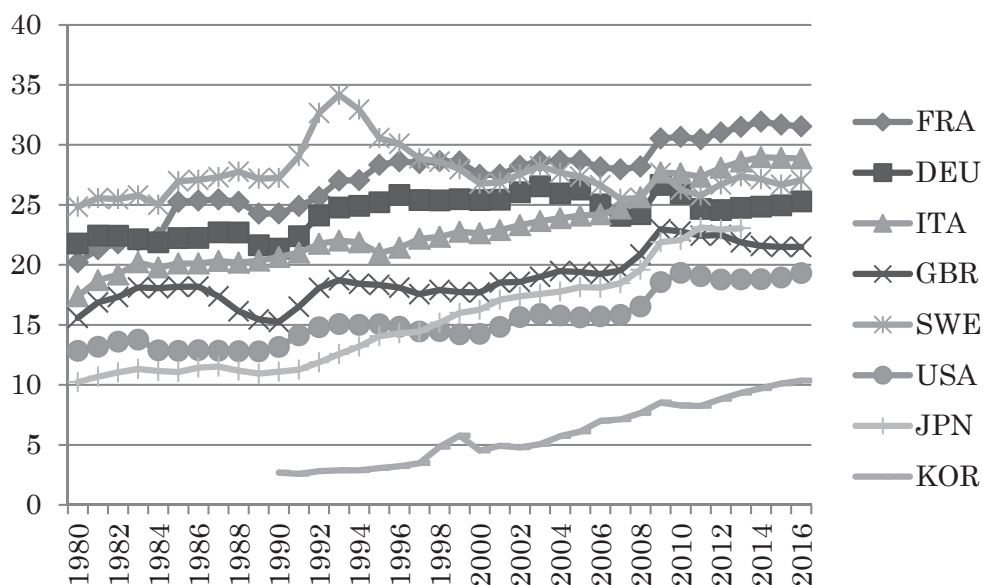
まず、福祉国家「削減」の第一の定義、すなわち財政面の変化を押えるため、サッチャーが登場した1980年以降、ヨーロッパにおける公的社会支出がどのように変化したかを概観しておこう。OECDの社会支出に関するデータベース⁽²⁾を用いるので、参考として合衆国、日本、韓国も比較に含める。財政面から見て、福祉国家の削減は実際に起きたのだろうか。

公的社会支出総額の対GDP比を示した図4を見る限り、スウェーデン以外はほぼ右肩上がりの趨勢を示しており、明らかな「削減」は見出せない⁽³⁾。とはいえ、このグラフは高齢化率でコントロールされていない。さらに詳しく費目別の支出を検討していこう。

図5は公的年金支出等の変化を示したものである。この項目には年金以外に現物支給の介護サービスなど多種の高齢者向けの支出が含まれている。明らかな上昇が見られるのはイタリア、フランス、日本であり、それ以外の国では横這いかそれに近い。この期間にすべての国で人口高齢化は進行したので、上昇していない国では何らかの抑制策がとられたということだろう。図4で見たような公的社会支出総額の上昇は、人口高齢化の単純な結

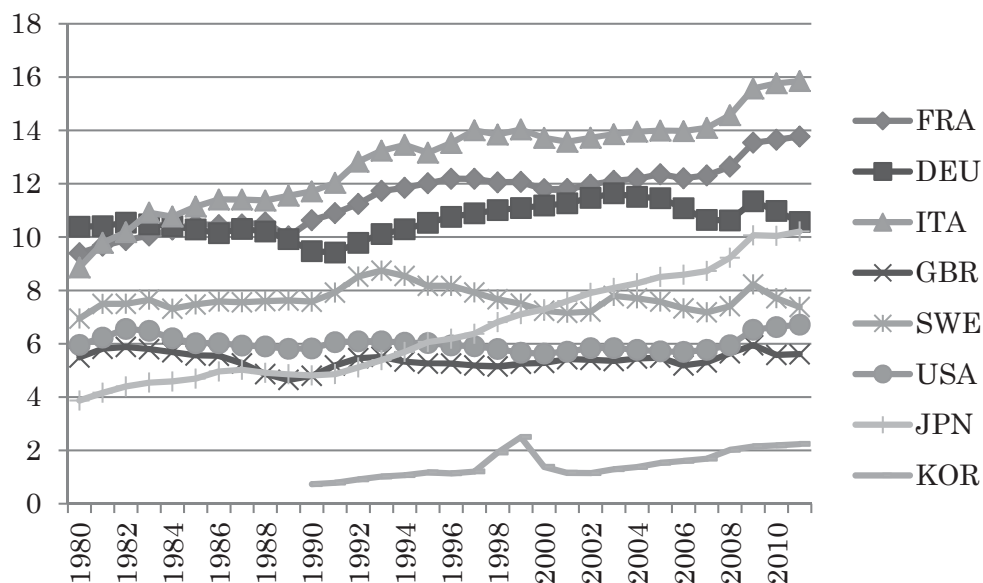
⁽²⁾ <https://data.oecd.org/social-exp/social-spending.htm>

⁽³⁾ ほとんどの国に共通して見られる2009年の上昇はリーマンショックに端を発する金融危機によるGDPの減少によるものである。



(資料) OECD データベース (<https://data.oecd.org/socialexp/social-spending.htm>)

図4 公的社会支出の趨勢 (1980-2016 年、対 GDP 比%)



(資料) OECD データベース (<https://data.oecd.org/socialexp/social-spending.htm>)

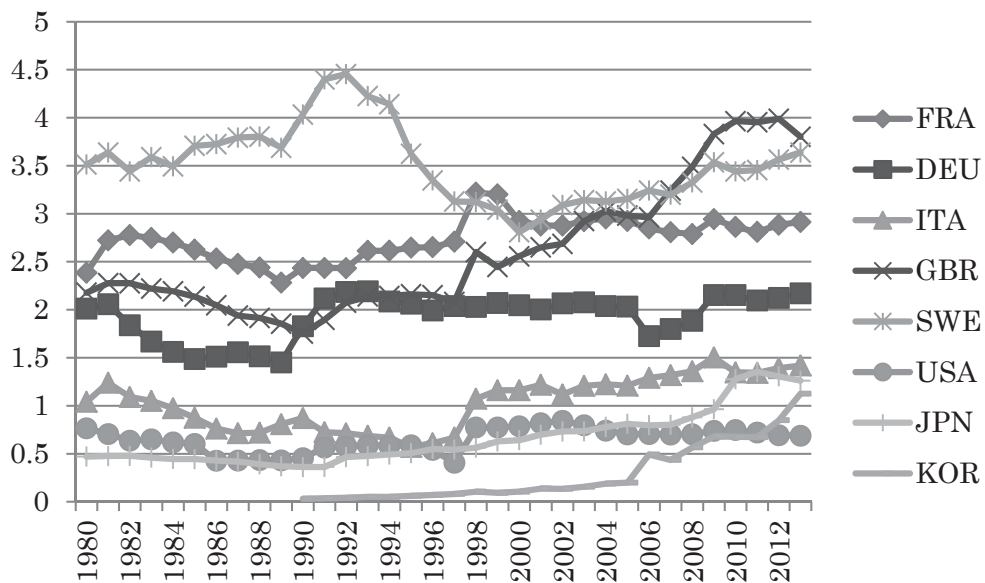
* 高齢者のためのデイケア、ホームヘルプサービス、施設介護提供のための費用等も含む。

図5 年金その他高齢者のための社会支出の趨勢 (1980-2011 年、対 GDP 比%)

果ではない。

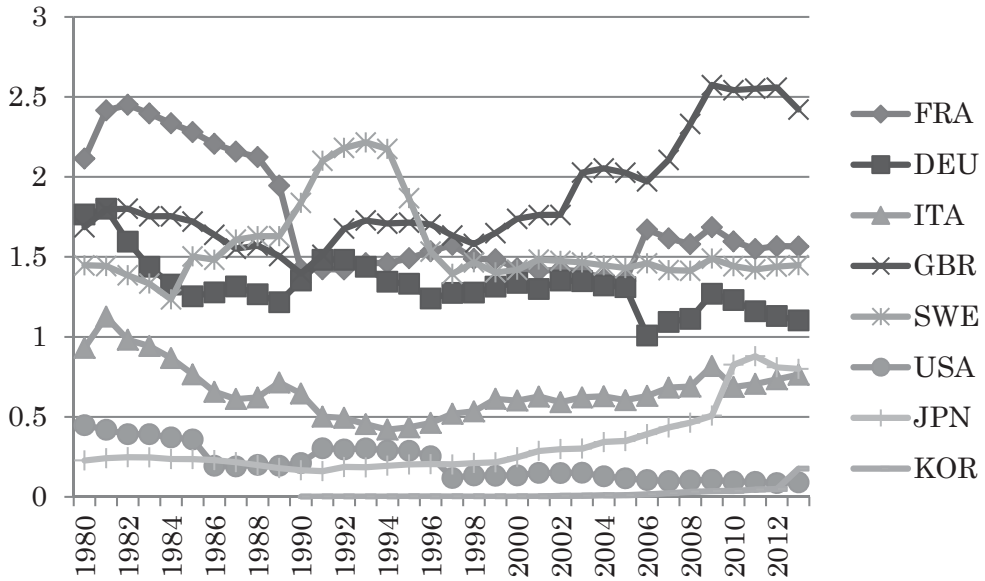
図6は家族と子どもへの公的支出を示したものである。1990年代までは（大幅な減少が見られるスウェーデン以外）多くの国で横這いが微減だが、その後は微増に転じ、とりわけイギリスと韓国における上昇が大きい。スウェーデンも再上昇している。

家族への公的支出は、さらに現金給付（図7）と現物支給（図8）に分けられる。図7を見る限り、全体として現金給付は1990年代半ばまでは減少傾向、その後はほぼ横這いである。1980年代にはフランス、1990年代にはスウェーデンで一時的増加が見られるが、いずれも再び減少した。1990年代末からは、例外的なイギリスにおける伸びが目立つ。レベルははるかに低いが、日本でも伸びが見られる。これに対して多くの国で1990年代以降大幅に伸びたのが保育園の設置などによる現物支給である（図8）。水準の高さではスウェーデン、フランスが高く（スウェーデンは1980年代にはすでに高く、フランスは1990年代初めに急増）、2000年代にはイギリスも追いついた。イギリスは現金給付と現物支給の両方で家族への公的支出を急増させたことが確認できる。1990年代に家族支出の現物支給で最も高位の水準にあったスウェーデンとフランスは2000年代には道を分け、スウェーデンがいったん低下した後、再度上昇に転じたのに対し、フランスは下降傾向にある。現物支給では韓国の急迫も特筆に値する。わずか10年ほどの間に急増させ、いまやOECDの平均を上回ってしまった。日本の伸びの小ささと対照的である。



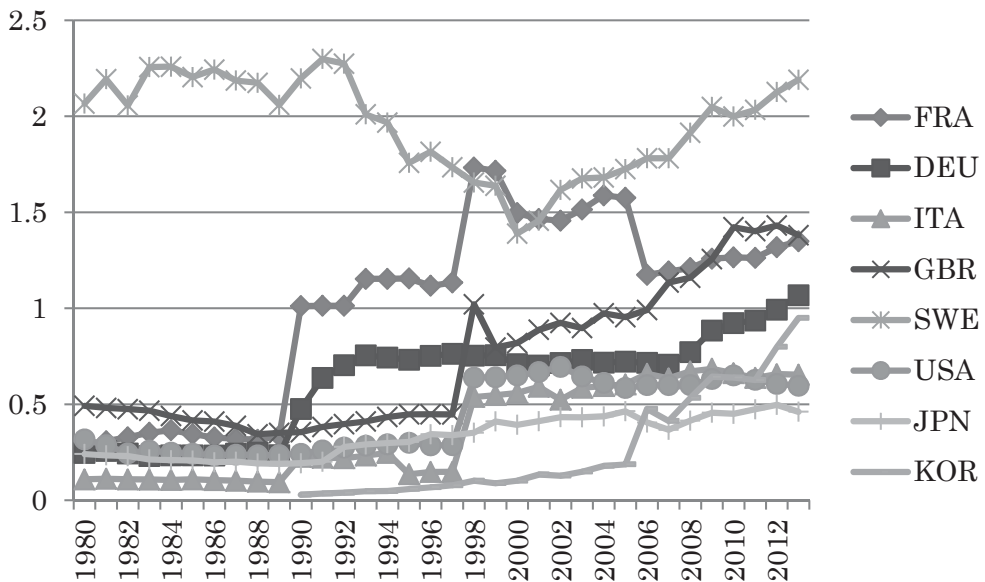
（資料）OECD データベース (<https://data.oecd.org/socialexp/social-spending.htm>)

図6 家族と子どものための支出の趨勢（1980-2013年、対GDP比%）



(資料) OECD データベース (<https://data.oecd.org/socialexp/social-spending.htm>)

図7 家族と子どものための現金給付の趨勢 (1980-2013 年、対 GDP 比%)



(資料) OECD データベース (<https://data.oecd.org/socialexp/social-spending.htm>)

図8 家族と子どものための現物支給の趨勢 (1980-2013 年、対 GDP 比%)

このように、1980年代以降の財政支出に注目すると、ヨーロッパの福祉国家は「削減」されたとは言えない。しかしその性質は明らかに変化している。明白なのは、福祉国家の重点が年金から子どもを養育する家族の支援に移ったということである。年金や失業保険のような消極的社会政策から、幼児教育・保育（ECEC）・ワークライフバランス・積極的労働市場政策など経済効果を生む積極的社会政策に資源をシフトさせる「社会投資型福祉国家（social investment welfare state）」（Morel et al. 2012）の方向に転換したと言える。

福祉国家の変質については、福祉供給主体の民営化により、国家は供給者や利用者に補助金を支払う役割になる「財政福祉（fiscal welfare）」の方向が指摘されている。現物支給よりも現金給付が中心になることになる。しかし子どもや家族への支出に関するかぎり、イギリス以外ではこの変化は明らかとは言えない。むしろ国家が子どものケアにますます直接的に関わるようになっていく。ただし本論文で取り上げるフランスでは1990年代末以降、現物支給が低下傾向にあることが注目される。それは保育の現場や親たちにどのような現実として表れているのだろうか。

3 フランスにおける子どものケア

ここからはフランスに焦点を絞り、子どものケアがどのように実現されているか、福祉レジームをつくる4つのセクターの役割分担にも注意を払いながら見てゆこう。通常の保育や幼児教育に加え、さまざまな困難を抱えたケースの支援や児童養護まで視野を広げたい⁽⁴⁾。経済的格差の拡大とメンタルヘルス問題の拡大、家族形態の変化などの結果として、実親による養育に困難をきたすケースが増加しているからである。いまやある社会の次世代育成について論じるとき、養育困難への対処を視野に入れなくては現実的でない。

(1) 「公的保育（formal childcare）」の変容とアシスタントマテルネル

フランスにおける公的保育

フランスの子どもたちは、家庭でのケアの他に、どのようなケアの対象となっているのだろうか。3-5歳児について見ると、OECD family databaseによれば、100%が就学前教

⁽⁴⁾ 児童養護についての現地調査の一部は、JST RISTEXの支援を受けた「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト（代表者黒田公美）の一環として実施した。本稿の筆者落合が所属するCグループの2016年度の研究実施者は、伊藤公雄京都大学教授、安里和晃京都大学准教授、渡辺多恵子日本保健医療大学准教授、村田泰子関西学院大学准教授である。

育を受けている。フランスが誇る普遍主義的幼児教育機関のエコールマテルネル (École maternelle 「幼稚園」もしくは「保育学校」と訳す) は1881年に設立され、義務ではないが無料であり、外国人であってもフランスに居住する子どもはみな3歳になると入園するものと考えられている。1970年代に就労する母親の増加に伴い急増した (Letablier 2013)。「エコール」という名称に示されるように、「学校」すなわち教育機関と位置付けられており、国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche) の管轄下にある。移民の子供たちがフランス語を習得する機会を提供し、国民統合に大きな役割を果たしている⁽⁵⁾。同データベースにより OECD 諸国の3-5歳児の就学前もしくは初等教育参加率を比較すると、ヨーロッパの主要国は90%を超えているが、フランスはそのうちでも最も高い (図9)。日本は91.0%で OECD 平均の83.8%より高いが、有料であり、北西ヨーロッパ諸国の水準には達していない。韓国 (92.2%) は日本を上回っている一方、合衆国の低さ (66.8%) が目を引く。

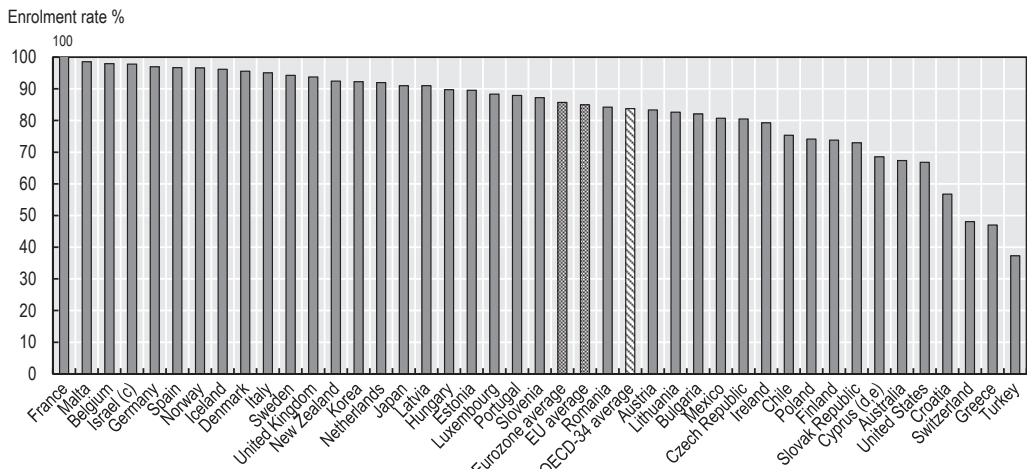
0-2歳児については、同データベースによれば、フランスでは2014年時点で51.9%が「公的保育 (formal childcare)」の対象となっている。3歳以上の場合とは異なっており有料だが。この年齢層の「公的保育」利用率は国による違いが大きく、ヨーロッパの中でもかなりの差があり、フランスはヨーロッパでは中位と言えよう (図10)⁽⁶⁾。北欧や南欧など社会政策について通常は地域的まとまりを示す地域も、この点では分散するのが興味深い。たとえばフィンランドでは長期の育児休業が家庭でのインフォーマルな保育に頼る割合を高めている。日本は30.6% (保育所のみ) で OECD 平均を下回っており、保育所入所困難が社会問題となるのも頷ける。特筆すべきは韓国であり、極低出生率対策として策定された政策の効果で0-2歳児の入所率が急速に上昇し、図10に示された施設保育だけで35.7%となった。

アシスタントマテルネルの増加

しかし、ここで留意すべき点がある。フランスでも保育所 (crèche) 入所は競争が激しく、どうすれば入所できるのかが、妊娠中からの話題である。フランスの保育所入所率は13%

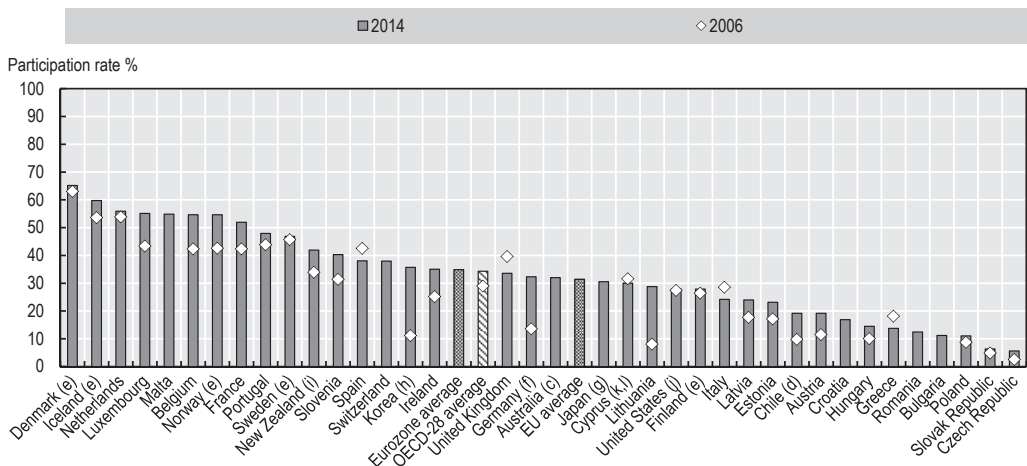
⁽⁵⁾ とはいえ、エコールマテルネルに通う子供たちの構成は地区の住民構成を反映するので、パリ郊外の移民が多く居住する地区では同級生のほとんどが移民の子どもたちとなる場合もある。

⁽⁶⁾ 「公的保育」に含まれるもの・含まれないものはデータベースの説明によれば以下の通り。Data generally include children using centre-based services (e.g. nurseries or day care centres and pre-schools, both public and private), organised family day care, and care services provided by (paid) professional childminders, and exclude those using unpaid informal services provided by relatives, friends or neighbours. Exact definitions do however differ across countries.



(出典) OECD Family Database

図9 3-5歳児の就学前教育（もしくは初等教育）参加率



(出典) OECD Family Database

* 韓国については認可された施設保育のみを含む。

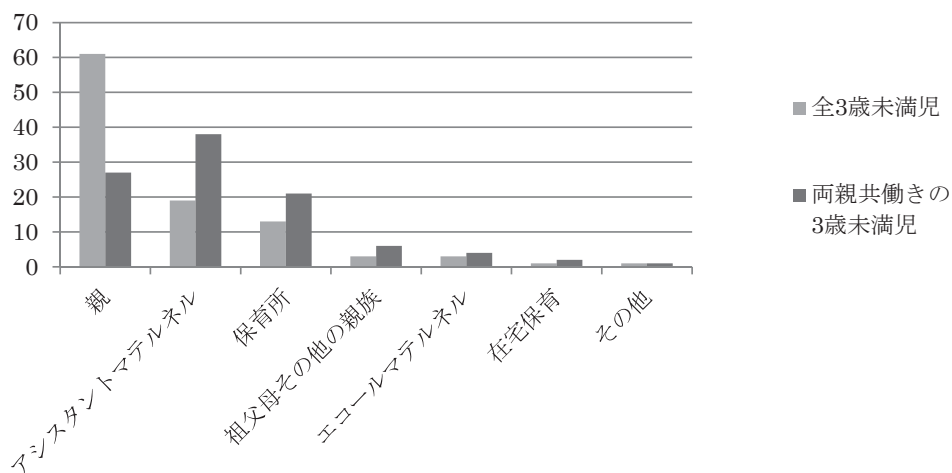
図10 0-2歳児の公的保育利用率

であり、日本の30.6%よりもかなり低い。日本でのイメージとは異なり、フランスは保育所が完備された「子育て天国」というわけではない。

では、何が「公的保育利用率」と「保育所入所率」のギャップを埋めているのだろうか。アシスタントマテルネル（assistante maternelle 「認定保育ママ」と訳すこともある）という日本で言う「保育ママ」のように自分の家で少数の子どもを預かる女性たちが、

0-2 歳児の 19 % の世話をしている（図 11）。共働きのケースに限ると、アシスタントマテルネルが 38%、保育所が 21%であり、フランスの共働きはアシスタントマテルネルにより可能になっていると言っても過言ではない。

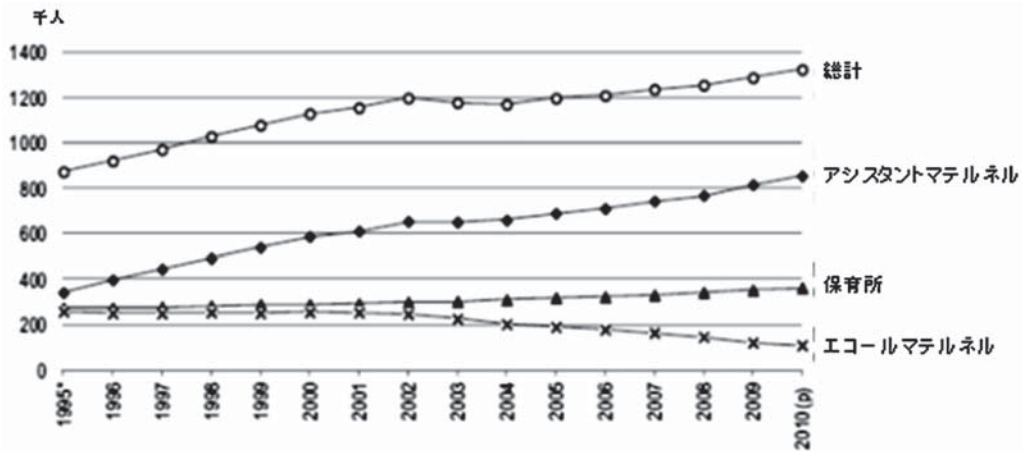
歴史的に見ると、認可されたアシスタントマテルネルは 1990 年頃から増加を始め、アシスタントマテルネルの保育の対象となる子ども数は 30 年間で 8 倍以上になった（図 12）。後述のように以前からインフォーマルに市場価格を受け取って自分の子どもと一緒に近所の人の子どもを預かる人たちはいたが、それが認可されて公的保育の枠組みに繰り入れられたのである。1990 年には保育所とエコールマテルネルの早期入学という施設保育が公的保育の中心だったが、その後、保育所は 30 年間で 1.3 倍の微増に留まり、エコールマテルネルの早期入学は半分以下に減少した。1990 年代以降のフランスの保育は、3 歳未満児を対象とした施設保育の拡充を抑制し、従来からインフォーマルなかたちで存在したアシスタントマテルネルを認可制にすることによる公的な「家庭的保育」を促進する方向に進んだのである。前節に見た 2000 年代のフランスにおける家族支出の現物支給の減少は、保育所建設からアシスタントマテルネルへという変化を意味していたようだ。



(資料) Drees, enquête Modes de garde et d'accueil des jeunes enfants, 2013.

(出典) *L'Accueil du Jeune Enfant en 2014*, p.46.

図 11 フランスにおける 3 歳未満児の主たる保育者（平日 8-19 時）（単位は %）



(出典) Dossier Solidarité et Santé, No. 31, 2012, p.7.

図 12 フランスにおける公的保育の展開 (保育者別受入れ子ども数)

公的責任による質保証

しかしこれをもってフランス国家が保育領域から撤退したとは言えない。アシスタントマテルネルは「公的保育」に含まれており、公的責任により質保証が行われている。県議会 (Conseil general) が認定されたアシスタントマテルネルのリストが市役所に送られ、親たちはそこから情報を得てアシスタントマテルネルと個人契約を結ぶ。この点に関してパリ県⁽⁷⁾のアシスタントマテルネル関係の責任者にお話をうかがうことができた。パリ 5、6、13、14 区の担当者であり、その地域の母子保護センター (La Protection Maternelle et Infantile=PMI) と社会サービス関係の事務機構が入る「子どもの家 (Maison de l'enfance)」の社会サービス部門にオフィスをもっている。

アシスタントマテルネルの認定、訓練、フォローアップを統括している。認定に当たっては、フランス語能力、家の状態、衛生状態、動機などをチェックして、60 時間の訓練の後に資格を与える⁽⁸⁾。資格は 5 年間有効であり、延長するかどうかをチェックして決定する。認定後のフォローアップはソーシャルワーカーが担当する。1 人のソーシャルワーカーが 60 人のアシスタントマテルネルを受け持ち、仕事上の問題ばかりでなく、アシスタントマテルネル自身の家族問題についても相談にのる。借金、子どもの非行、夫婦の不仲等、アシスタントマテルネルの個人的問題が保育の質に直

(7) パリは行政的に県 (Department) と市の両方に位置づけられている。

(8) 60 時間の訓練は 2004 年に義務化された。

接に影響するからである。5年に1度の資格延長のための調査の他、個々のアシスタントマテルネルは毎年レポートを提出して50項目についての評価を受ける。抜き打ちの調査を行うこともある。昨年は本人の健康問題、自分の子どもの問題行動などで、3人のアシスタントマテルネルが資格を喪失した。事故はあったが虐待のケースはなかった。(2016年2月15日 パリ県アシスタントマテルネル責任者)

アシスタントマテルネルの保育の質を向上させ、かつ孤立を防ぐための仕組みも設けられている。ひとつは「アシスタントマテルネルの交流場所 (relais assistantes maternelles = RAM)」と呼ばれるもので、各区に1箇所以上設けられた小さな保育所のような場所に、一度に4、5人のアシスタントマテルネルがそれぞれが世話をしている3人の子どもを連れて集まり、幼児教育士 (éducateur de jeunes enfants) から運動、読書などの保育方法についての指導を受ける。各アシスタントマテルネルが月2回くらい参加する機会があるのを理想としている。他のアシスタントマテルネルに会える機会でもあるので、多くは好んで参加している。

もう一つは「家庭的保育所 (crèche familiale)」と呼ばれるタイプの保育所であり、親とアシスタントマテルネルが直接に契約する通常のケースと異なり、ここでは保育所が(すなわち市が)アシスタントマテルネルを雇用しており、親は保育所と契約する。パリ13区の家庭的保育所を訪問し、所長からお話をうかがうことができた。

ここでは22人のアシスタントマテルネルを雇用している。各々のアシスタントマテルネルは半日を週2回、保育所に来て、他のアシスタントマテルネルと交流しつつ教育士から指導を受ける。子どもがエコールマテルネルに入学する時期が近づくと、週4回に増やす。「より親密で家庭的ケア」と「集団的活動」の両方の経験することができるので、小さい子どもには集団的保育所よりも適していると思う。また、月1回程度、アシスタントマテルネルの自宅を訪問して衛生面・安全面および教育面(年齢に合ったおもちゃを使っているかなど)のチェックを行っている。(2016年2月10日 家庭的保育所長)

このようにアシスタントマテルネルによる保育の質保証のために、何重にも手厚いサポートと監督の仕組みが作られており、その責任と費用は公的に負担されている。施設保育から「家庭的保育」に重点が移っても、(地方政府も含めた)国家が「公的保育」を提供する責任を放棄したわけではなかった。

ケアサービスの政策的市場化

アシスタントマテルネルの発展をヨーロッパ的視野のもとで見直してみると、これはフランス一国の特殊性ではなく、福祉国家の先進地域であった北西ヨーロッパの国々の多くに共通して見られる一種の「ビジネスモデル」であることがわかる。モレルらによれば、高学歴の女性の就労を容易にすると同時に低学歴の女性に就労の機会を与える一挙両得の経済政策として、補助金を投入して家事サービス市場を育成する政策が各国で採用された（Carbonnier and Morel 2015）。アシスタントマテルネルは親と個人契約を結び、親に直接雇用され、料金は両者の交渉により決定される。保育所を利用する場合、親の収入によって料金が一律に決められるのとは異なる。まさにケアサービスの市場化である。ただしその費用の一部は家族手当金庫（後述）から支援される。

アシスタントマテルネルという仕事が、子育て中の女性が仕事に復帰するためのよいきっかけとなることは、筆者によるインタビューでも何度も確認することができた。たとえば上記の家庭的保育所の所長は次のように語った。

働いていた工場が閉鎖になり、すでに自分の子どもが2人いたので、家に居て自分の子どもと一緒に他人の子の面倒を見ることのできるアシスタントマテルネルになるしかなかった。その後、看護助手の資格を取り、40歳で学校に入り直して看護師の資格を取り、この家庭的保育所の責任ある地位に就くこととなった。（2016年2月10日家庭的保育所長）

不況によって不安定な仕事に就かざるを得ない低学歴の女性がアシスタントマテルネルになるケースがますます増えていると、前出のパリ県のアシスタントマテルネル関係責任者は言う。しかし同時に本格的な専門職業化が進んでいると言う。家庭的保育所長の例は、再教育によりスキルアップして専門的職業に就くという積極的労働市場政策の成功例でもある。

アシスタントマテルネルは「ケアサービスの市場化」の例ではある。しかしその様相は、シンガポールや台湾などのアジア諸国で出会うケアワーカーとは大きく異なっている。アシスタントマテルネルは移民1世や2世も多いが、多くはフランス国籍を取得しており、白人系のフランス人も決して少なくない。また労働者としての権利も法的に保障されており、雇用者である親は労働法と労働協約に従わなければならない。「グローバル・ケア・チェイン」についての議論からは抜け落ちてしまうタイプのケアワーカーが、ヨーロッパでは大きな割合を占めていることに注意する必要がある。

(2) 子どものケアを支える多様なアクター

フランスの子どものケアにはアシスタントマテルネル以外にもさまざまなアクターが関わっている。福祉ダイヤモンド図式を念頭に置きながら、どのようなセクターのどのようなアクターがそれぞれどのような役割を果たしているのかを見てゆこう。各アクターの実際の活動については、2015年から2016年に実施したフィールド調査における観察とインタビューデータを用いる。前述の筆者ら自身によるアジアにおける先行研究でも、フィールド調査を主要な方法として用いて、政策・制度研究や統計的な政策効果研究では看過されがちな政策以前の慣習の効果や制度の実際の利用の程度、制度や組織間の関係のしかたなどに光を当てるように努めた。フランスにおける本調査においても、できるだけこの方法を踏襲したいと考えた。フィールド調査は主にパリの13区で実施した。13区は中心部でも郊外でもなく、中流層の住むアパートマン、より庶民的な集合住宅、社会住宅、移民の集住地区が混在している。パリの他の地区、および地方都市のストラスブールとトゥールーズにて実施した調査結果も一部使用する⁽⁹⁾。

図11を再び見てほしい。繰り返しになるが、3歳未満児の平日の8時から19時までの世話をしているのは、最も割合が大きいのは親で61%、2番目がアシスタントマテルネルで19%、3番目が保育所で13%である。共働きの場合は1位と2位が逆転し、アシスタントマテルネル38%、親27%、保育所21%である。いずれの場合でもこの3者が主要なアクターなのは変わらない。

保育所の多様性

保育所にはいくつもの種類がある(表1)。「市営保育所(*crèche municipale*)」とアソシエーション(結社)が運営する「民営保育所、クレッシュアソシアティブ(*crèche associative*)」は「集団的保育所(*crèche collective*)」として括られ、前出のアシスタントマテルネルの自宅での保育を組み合わせた「家庭的保育所、クレッシュファミリアル(*crèche familiale*)」と対照される。これらの他に、親たちが共同で運営する「親保育所、クレッシュパランタル(*crèche parentale*)」もある。これらには市と家族手当金庫(*Caisse d'allocations familiales* = CAF)の資金が入っており、「公的保育」と認められている⁽¹⁰⁾。

⁽⁹⁾ 2015年にドイツおよびイギリスにおいてもフィールド調査を実施したが、本論文では扱わない。

⁽¹⁰⁾ 家族手当金庫とは、フランスの家族政策を実施するための金庫であり、社会保障拠出金(約6割、事業者が賃金の5.4%相当を拠出)、一般社会拠出金(約2割、個人の所得に課せられる社会保障目的税)および国庫からの拠出金(約2割)等を財源とする。国レベルの全国家族手当金庫(CNAF)から各県に設置された家族手当金庫(CAF)へと資金提供し、そこから直接に家族に各種手当を支給したり、自治体による保育施設運営に補助金を出したりする(山田2010)。

表1 パリ市における保育所の種類

種類	市営保育所 Crèche municipale	民営保育所 Crèche associative	親保育所 Crèche parentale	家庭的保育所 Crèche familiale	私営保育所 Crèche privée et d'entreprise
運営	市営	アソシアション	親のアソシア ション	市営またはア ソシアション	1 企業または 複数の企業ま たはアソシア ション
タイプ	施設型	施設型	施設型	施設 + 自宅型	施設型
対象年齢	2 ヶ月半～3 歳	2 ヶ月半～3 歳	2 ヶ月半～3 歳	2 ヶ月半～3 歳	2 ヶ月半～ 幼稚園入学まで
助成金	市 + CAF (Caisse d'allocations familiales)	市 + CAF (Caisse d'allocations familiales)	CAF (場合 によって + CMSA : Caisse de la Mutualité Sociale Agricole)	CAF (場合 によって + CMSA)	企業 (場合 によって + CAF または CMSA)
管轄	PMI (Protection maternelle et infantile)	PMI (Protection maternelle et infantile)	PMI (Protection maternelle et infantile)	PMI (Protection maternelle et infantile)	
従事者	puériculteur, éducateur de jeunes enfants, infirmier, auxiliaire de puériculture	puériculteur, éducateur de jeunes enfants, infirmier, auxiliaire de puériculture	親と éducateur de jeunes enfants, puériculteur, 等の専門職	assistante maternelle (在宅時) éducateur de jeunes enfants (保育所)	puériculteur, éducateur de jeunes enfants, infirmier, auxiliaire de puériculture

* 徳光直子原案作成 <http://www.paris.fr/petite-enfance> 参照

* CAF= 家族手当金庫、CMSA= 農業社会共済金庫

「私営・企業保育所 (crèche privée et d'entreprise)」は企業が経営している。それぞれの保育所では保育士 (puériculteur)、幼児教育士 (éducateur de jeunes enfants)、看護師 (infirmier)、保育助手 (auxiliaire de puériculture) などの専門職が働いている。

市営保育所 (crèche municipale)

主な職員は地方公務員であり、試験と面接を受けて採用される。保育士、保育助手、幼児教育士、調理士、清掃係などが働いている。集团的保育所を開設するには、看護師、医師、

助産師などの医療職をチームに入れなければならない。

入所にあたっては、親が入所申請を出し、パリ県が決定する。競争が激しく、希望が通らないことも多い。妊娠6カ月から申請できるので、みな早く申請する。選考基準は、共働き、ひとり親、危険な状態にある子ども（医学的・心理学的問題・障害、虐待、支援が必要な親など）が優先される。すでにきょうだいが当該の保育所に通っていたり、双子だったりする場合も優先される。経済的条件は条件にしていらないが、多様性を重んじるためさまざまな子どもをミックスするという原則がある。保育料は親の収入によって異なり、ランチとおやつを含めて1時間0.9ユーロから4.09ユーロまで。

マルトリートメントの疑いがあれば、各保育所の医師（常勤ではなくとも特定の医師と契約している）に報告する。それから母子保護センター（PMI）の医師に報告する。PMIは日本の保健所と児童相談所を合わせたような機能を持ち、各区に設置されている。

13区の市営保育所の例を紹介しよう。移民地区もある13区だが、この保育所は専門職家庭の多い地区にある。

2カ月半から3歳半までの88人の子どもを預かっている。職員は30人。保育助手が16人、教育士が2人、調理師が2人、清掃婦が2人。所長と副所長は看護師であり、産科のERや赤十字での勤務経験がある。病気で熱がある子も（インフルエンザでなければ）預かる。親たちは休みを取るのがますます難しくなっているから。また2カ月半の産休終了後すぐに預ける人が増えている。健康上の理由があれば産休を28日間延長することができるが、延長する人は減っている。仕事を失わないように、早く仕事に復帰するようになっている。入所後も母乳哺育を続けることもできる、朝夕に授乳に来るか、母乳を冷蔵庫で預かり職員が与える。そのようにして母乳哺育を2年半続けた人もいるが、普通は1年以内にやめる。（2016年2月10日 13区の市営保育所長）

民営保育所（クレッシュアソシアティブ）（crèche associative）

市営保育所と同じく集团的保育所であり、市と家族手当金庫から運営資金を得ている。アソシアシオンが運営するので特色のある運営方針をもち、入所選考は独自の基準で行う場合もある。赤十字が経営する保育所のように、貧困地区に建設する、養育に困難のある子どもを優先して預かる等の方針をもつものもある。養育困難とは、障害、認知的困難、学習困難、メンタル問題、経済的困難などを含む。

30年前に歌手により設立された Groupe SOS というアソシアシオンは、HIV 患者救済のために設立されたが、困難を抱える子どもにも対象を広げ、さらにふつうの子どもたちまで拡張した。現在はあらゆる子どもを対象とした保育所、高齢者ケア施設をもち、フランス以外にも拡大している社会的企業である。フランスでは 4000 人の従業員を雇用している。

わたしはこのアソシアシオンのパリの Port de Vauves の保育所で幼児教育士をした後、所長になった。その地区の親たちは移民が多く、失業、離婚などさまざまな社会問題による困難を抱えていた。現在は同じアソシアシオンの別の地区の保育所の所長をしている。この地区は専門職の人たちが多く、前の地区とは対照的である。Port de Vauves の保育所は、土地、建物、経営のすべてがアソシアシオンのものだったので、どの子どもを受け入れるかは所長と所員が決定した。しかしこの土地と建物はパリ市のもので組織だけがアソシアシオンなので、受入れる子どもは市が決定する。

この地区は専門職が多いので、保育所に 10 時間（最長のリミット）預け、そのあとはヌヌ（子守）⁽¹¹⁾ が見て、親は子どもが寝てから帰ってくるというパターンが多い。Port de Vauves では母親はあまり働いておらず、母親が保育所に迎えに来るので、直接の関わりができて、問題についても直接に話せた。しかしここでは親は迎えに来ないし、ベビーシッター⁽¹²⁾ は伝え忘れるので、レジメを渡して親に知らせる。問題があれば親を呼ぶ。親は忙しくとも来る。親は子どもの様子をよく知っており、この保育所を信頼して任せている。多くの親はこの保育所の質の高さに満足しており、入れるのに競争になっている。「質」とは、医療、教育、子どもの社会化など、さまざまな専門職がいることによる。（2015 年 9 月 14 日 民間保育所長）

長時間の保育ということから、24 時間営業の保育所があるという話になった。航空会社の社員、警官、病院勤務など、夜間に働いている親が、夜 8 時に子どもを保育所に預け、朝迎えにくる。保育所は工場のようなシフトで対応する。従業員を見つけられず、増えていないそうだ。歴史を遡れば、19 世紀の北フランスには、織物工場の労働者のために 24 時間 6 日間の保育所があったという。

(11) 個人契約の子守かもしれないが、アシスタントマテルネルをヌヌと呼ぶ場合も無いわけではない。

(12) アシスタントマテルネルと子守のどちらともとれる。

親保育所（クレッシュパランタル）（crèche parentale）

親がアソシエーションを作り家族手当金庫から資金を得て運営する保育所。市が提供する土地に建設する場合もある。親たちが雇用主となって専門職を雇用し、親も保育に参加する。働いていない親が中心となっていたが、今は多くの母親が働いているので、減少傾向にあると言われる。

珍しい運営方法と思われるので、少し詳しくパリ 13 区の親保育所の例を紹介しよう。他の保育所に入れないからここにしたいという声がある一方で、親が参加する運営方法を高く評価している人もいる。

ここは 20 年前に設立された。創立者には一度会ったことがある。（木製のベッドや遊具を見せながら）子どもたちの親が家具や遊具を手作りしたそう。普通の保育所では親は子どもを送ってきて帰ればいいが、ここでは親は週 5 時間の運営業務に携わる。保育料は収入による。

幼児教育士を 4 人雇用しており、親が午前 1 人、午後 2 人保育に入る。子どもは 16 人。1 人の教育士に子ども 4 人というのはアシスタントマテルネルと同じ比率であり、集团的保育所よりいい。料理士と清掃係も雇用している。（2016 年 2 月 4 日 父親の 1 人である保育所長）

わたしたちはこの保育所のオーナーであり、従業員なんだ。親も週 1 回半日保育に入る。月に 2、3 回は運営会議に参加する。保育所が終わってから夕食後に集まり、ときには深夜までかかる。うちは木曜の午前に母親が保育に参加し、水曜の夜に父親が会議に出席している。食材を購入したり、窓を直したりもする。それは疲れるよ。でも、このすばらしいところは、子どもたちの成長を自分で知ることができるということだ。専門職と親が話し合うのも大事なことだ。それもとてとても時間がかかるけれど。（親との付き合いは大変よ、とベテランの専門職が横から口を挟んだ。）

市営保育所はあまり人間的ではない。個人的な関係が無い。ここの専門職の人たちはすばらしい人たちだ。よく気を配っている。有機栽培の庭も作っている。彼女たち彼らと一緒に働いてよく知るようになった。完全に信頼している。

普通の保育所に入れるのが難しかったので、ここを紹介された。ここは入りたい人が少ないから。妻は「ここはいいが時間がかかり過ぎるので他に移りたい」と探していたが、結局見つからず、ここで終わりそうだ。

週 1 回保育に入るのは、フレキシブルな仕事の人でないと難しい。研究者が多く、

ジャーナリストもいる。外国人も多い。

ここが大変すぎてやめた家族は1ケースある。2年前にちゃんと仕事をしなかった家族がいて、よい申請書を書けずに家族手当金庫から補助金を貰えなかった。彼らはここを去った。

ここでやっていくためには、大人も子どもも社会的にうまくやれないといけない。草の根民主主義の勉強のようなものだ。

どうやって親になるか、これまで誰も教えてくれなかった。一人目の時は何もわからない。ここで専門職から教えてもらった。親仲間からも。Loczyの教育学トレーニングで、子どもたちの攻撃性をどう扱うか、忍耐をどう教えるかなどを学んだ。ここに来る前はワークしなかった親たちがワークするようになる。

この子どもたちはみんなの親を知っている。ほかの子たちは自分の子と同じではないが、特別な関係だと思う。

他の保育所よりも父親たちが関わっている。古典的な保育所では女性中心だが。ここは父親が多いので、男性保育士も喜んでいる。(2016年2月4日 父親たち)

市営、民営、私営の保育所からここに移ってきた。ここで働くことにしたのは、Loczyの教育理念に惹かれたから。親と一緒にというしくみもよい。保育所のサイズが小さくて親密感があるのもよい。給与は市営保育園よりも低いけれど。(2016年2月4日 保育士たち)

家庭的保育所（クレッシュファミリアル）（crèche familiale）

パリ市内には32カ所の家庭的保育所がある。すでに紹介したように、アシスタントマテルネルを保育所が雇用し、親は保育所と契約する。入所希望者は市営保育所と同じく市役所に申請し、保育料も市営保育所と同じ金額である。子どもは普段はアシスタントマテルネルの自宅で保育されるが、週2回から4回、半日ずつ、アシスタントマテルネルと共に保育所に来て集団保育を経験する。家庭的保育所には比較的低所得の地区で発達の遅い子どもを引き受ける役割もあることがインタビューからわかった。

所長は看護師。2人の幼児教育士と1人の保育助手および22人のアシスタントマテルネルを雇用。現在15人の子どもを引き受けている。9月には13人が卒業するのでその分が空く。所長がベストマッチを考えて埋める。ここに来る親たちはさまざまで、医師のカップルもいれば、メイドのお母さんもいる。

保育所は年齢別で部屋に分かれ、成長すると次の部屋に移る。子どもは保育所ではいつも世話をしてくれているアシスタントマテルネルと離れて他の人に世話をされたり他の子どもと遊んだりする。母親が子どもに母乳を与えにくることもある。

保育所での活動は幼児教育士が考える。紙芝居を読む、穴に形の合うスティックを入れる、窓を開けることで手の発達を促すなど。母親たちのために幼児教育士の指導のもとアシスタントマテルネルが幼児発達の段階を示す絵を作成して壁に貼った。

発達の遅い子を積極的に受入れている。喘息の子が多い。集団的保育所では弱い子は感染しやすいので。未熟児が生まれると医師が家庭的保育所を薦める。早くから社会性を身に付けさせたいからと嫌がる親もいるが、18-19 カ月までは発達が重要で、社会性をつけるのはその後でいい。ダウン症の子を受入れたときは、3年ここで見た後、1年間集団的保育所に通ってから、エコールマテルネルに入学させた。さらに遅れているケースはジャルダンダンファン（後述）に入れる。重い障碍の子は特別な施設に入れる。

マルトリートメントのケースは今まで無かった。ただ、3歳の女の子のお尻に手の跡がつくほど強く叩く父親がいた。父親本人に注意して、PMIの医師から話してもらった。父親は自分の文化ではいいと言ったが、フランスではしないと説明した。

パリには32しか家庭的保育所が無いが、13区には3つある。4つ目として集団的保育所でアシスタントマテルネルを受入れているところがある。13区には低所得の労働者層が多いので、需要があると市役所が判断したのだろう。（2016年2月10日 13区の家庭的保育所長）

私営および企業保育所 (crèche privée et d'entreprise)

私営保育所・企業保育所は、私企業かアソシエーションが設立した集団保育所である。一部は自社の従業員の子どもを受入れる。市の規則に従い、家族手当金庫からの補助が受けられる場合は料金も市営保育所に準じるが、そうでない場合は料金を自由に決められる。私営は料金が高く、富裕層の地区にあるという印象がある。しかし保育所不足の現在、私営保育所が増加している。次の例は、家族手当金庫からの補助が受けられるタイプの例であろう。

企業が経営する私営保育所で働いて8年目になる。私営保育所は今まで働いてきた他の保育所とは違う。利益を出すということに目的がある。子どものためにならないようなことを、上司に指示されることがある。違法ではないが最低限の人数で働いて

いる。パンフレットに出している教育プロジェクトは素晴らしいが、それをするお金がない。

私営保育所での保育士の給与は民営保育所と同じくらい。親が支払う料金は親の収入によって異なり、市営保育所とほとんど同じ。国からの補助があるからではないか。
(2016年2月25日 トゥールーズの保育助手 58歳)

保育所以外の集团的保育

これまで見てきたような保育所とは異なるが、乳幼児の集团的保育を提供する施設が他にもある。

一時託児所 (halte-garderie)

2カ月半から6歳までの子どもを対象としたパートタイムの保育施設である。市営、民営（アソシアシオン）、私営のいずれもある。主婦に外出など息抜きの機会を与えるためのフレキシブルな利用を想定して設立された。午前か午後の半日の利用を想定しており、原則として昼食は出さない。定期的な利用も不定期な利用も可能である。利用料は家庭の収入と子どもの数により異なり、1時間80セントから4.28ユーロまでの幅がある。主婦の多い15区など富裕な地区に多い傾向があるが、他の地区にもある。富裕地区とは言えない13区では需要が落ちているという。

以前は子どもとずっと過ごしたいので半日でいいという人が利用していたが、今は経済の変化により、1日中預けたい人が増えている。だから半日の一時託児所は空きがあって埋まらない。今ここを利用しているのは、保育所を落ちた人と、仕事を探している人。フルタイムで働いている人は、あとの半日は高いのに子守を雇うなどしている。一時託児所は親たちのニーズにもはや合っていないので、違うタイプの保育施設に転換したいと市に提案しているが、費用がかかるからとまだ認められない。(2016年3月3日 13区の一時託児所長)

幼稚園 (ジャルダンダンファン) (jardin d'enfants)

エコールマテルネルと同じく2歳以上（おもに3歳以上）の子どもを対象とした幼稚園（プレスクール）だが、エコールマテルネルが国民教育省管轄の教育機関であるのとは異なり、ジャルダンダンファンは保育所と同じく厚生省（Ministère des Affaires sociales et de la Santé）管轄のPMIの監督下にある。エコールマテルネルは無料だが、ジャルダンダンファ

ンは1カ月3-16ユーロを親が支払う必要がある。保育所の1カ月200-600ユーロとは比較にならないほど低額ではあるが。

1924年にパリの貧困地域の社会住宅（低所得者向け公共住宅）地区に設置されたのに始まり、現在パリには22カ所のジャルダンダンファンがある（エコールマテルネルの約10分の1）。この背景から、適応や学習に困難を抱えたり家族問題や障害があったりする子どもに適した教育プログラムを実施しており、そのようなケースではエコールマテルネルではなくジャルダンダンファンに入園するように勧められる。他方、ジャルダンダンファンのような教育プログラムがよいと考える親がわざわざ選んで入園させることもある。

エコールマテルネルでは子どもを学生と見るが、ジャルダンダンファンでは子どもをまるごと子どもとして見る。エコールマテルネルでは学習と食事などの生活を分離するが、ジャルダンダンファンでは生活や遊びの中で学ぶ教育プログラムを実施している。食事のときにヨーグルトの数を数える、というように。モンテッソーリ教育を取り入れている。皆が同じゴールを目指すのではなく、ひとりひとりの達成を大事にしている。

この園は多様な子どもたちを受入れている。多様な社会的背景の子がおり、10%の子どもは何らかの困難を抱えている。ジャルダンダンファンでは専門職のチームワークが必要。保育助手、心理学者、医師などがいろいろな活動をしている子どもを観察して判断を下す。PMIの医師や心理学者が月1回訪問する。

必要と認めた場合は保育所やPMIの医師が親にジャルダンダンファン入園を勧めますが、親の協力が得られるとは限らない。家庭での教育が欠けていたため、ジャルダンダンファンでのケアがまだ必要と判断して小学校への入学を後らせるように助言したケースでも、「うちの子が馬鹿だと言うのか」と親が怒りだして問題が起きた。専門家が意見を出し合う総合対策会議を開き、懸念事項収集部（CRIP）に報告した。母親は子どもをエコールマテルネルに移したが、エコールマテルネルの園長が事情を知って連絡してきたのでよかった。同じ区内なら連携は容易だが、パリの外に逃亡されると連携は難しい。このケースでは母親自身に心理的な問題があった。母親自身が難しい子ども時代を送ったので、愛着の絆を作れず、抱いたりキスしたりできなかった。

ジャルダンダンファンでは親も含めた対応を行っている。子どもにとって親は大切なので。特別なイベントをしたり、親と教育士が15分くらい話し合ったり、相談にのるようにしている。親子関係の問題は社会経済的背景とは必ずしも関係しない。路

上にいる父親でも娘とよい関係を作っていることはある。(2016年2月9日 13区の
ジャルダンドンファン園長)

個人契約の家庭的・在宅保育

前述のように、1970年代頃までは、子どもの世話を頼みたい場合、祖母に頼むのでなければ、個人的に契約した知り合い等に有料で頼むのが普通だったという。インタビューの中でもいくつかの証言が得られた。

わたしは子どものときに隣りの人に預けられた。親と隣りの人は契約をしていた。しかしひとりで放っておかれて怖かったことがあったので、母は契約を解消した。(2015年6月22日 ストラスプールの30代女性)

33歳でパリに移り教師として働き始めてからは、退職した女性が家に来てくれて、ラクだった。義母や母とその女性が交替で子どもの送り迎えをしてくれた。その女性とは教会で出会った。お金のためではなく、まだ動けるので面倒を見たいと言ってきて、わずかのお金でお願いしていた。のちにその女性とは友達になった。(2015年11月24日 パリの59歳女性)

1990年代以降、認定制度が普及して以来、このカテゴリーのアクターは認定されたアシスタントマテルネルとなっていった。他方、この枠組みに入らない個人契約の在宅保育も続いている。

アシスタントマテルネル

制度の概要はすでに述べたので、ここでは3人のアシスタントマテルネルおよびその経験者のインタビューから、ケアワーカー自身がこの仕事をどのように見ているかを紹介しよう。

バカロレアを受けずにすぐ働いた。勉強しなくなかった。自分は子どもを預かる仕事をしたかったが、アシスタントマテルネルについての情報は少なく、よい仕事と思われていなかった。母に止められた。その後、第1子を産み、アシスタントマテルネルに見てもらいながらパートタイムで働いた。第2子を産んで仕事を辞め、第3子出産後3年まで仕事をしなかった。その後、自宅でアシスタントマテルネルと

して働き始めた。児童学についての知識が無いと思ったので、40歳で専門学校に行き、保育助手の資格を取り、アソシアシオンの民間保育所等で働いた。(2016年2月25日 トゥールーズの保育助手 58歳)

前出の私営保育所で働いているトゥールーズの女性である。彼女が20歳前後だった1970年代末の世間のアシスタントマテルネルに対するイメージがわかる。その後のこの職業の確立と保育職の専門職としての確立が彼女の人生の軌跡と重なり合っている。

次のストラスブールの女性は現在もアシスタントマテルネルとして働いている。労働条件等について何も見ずに一気に語ってくれた。労働者としての権利は保障されているが、不安定な要素もある。

自分の母親もアシスタントマテルネルとして働いていた。今はアシスタントマテルネルが増えた。20代の娘の母親は40代でまだ就業中なので祖母に頼れなくなったから。この地域には保育所は少なく、隣り村に小さいのが一つあるだけ。この村には託児所が一つあり、4時に幼稚園が終わったらそこで歌やゲームをする。親が仕事をしていたら4時には迎えられないので、託児所かアシスタントマテルネルかヌヌが必要。

2004年からアシスタントマテルネルとして働いている。現在は自宅で4人の子どもの面倒を見ている。2人は3歳未満で2人は幼稚園。朝7時半に親たちが連れてくる。子どもたちには「おばさん (tatie)」と呼ばれている。

アシスタントマテルネルになるには県議会の許可がいる。家庭の事情（子どもの有無など）、保育したい子どもの人数・年齢を保育士が調査しに来る。健康診断と予防注射も義務。保育する子どもの年齢の組合せについての要件はややこしい。2年前から規制が緩和されて4人まで可となったが、うち2人はエコールマテルネルに通っていないとならない。

この仕事には労働契約があり、労働組合と労働協約 (convention collective) もあり、退職金庫もあり、病休中は国民健康保険庁とアシスタントマテルネル退職金庫から手当がでる。仕事について質問があれば、県議会のオフィスに電話すればアドバイスを貰える。

収入は親から。時給による基本賃金と電気代などの経費を受け取る。法的な上限は子ども一人当たり1日48ユーロだが、そんなに高い金額は求めない。自分が求めるのは時給5ユーロ。4ユーロの人もある。時間が長くなると時給は下がる。1日に10時間預ける親もいれば5時間の親もあり、月によって変動するので、年間を通じて収入を安定させるのが難しい。

アシスタントマテルネルが何人か集まり、情報交換をしながらみんなの子どもたちと一緒に時間を過ごす「アシスタントマテルネルの交流場所 (RAM)」という組織もある。隣り村の高齢者施設の広い部屋を使って活動している。母の日、父の日、カーニバルなどはケーキを持ってきて家族のようにする。(2015年6月22日 ストラスブール郊外の村のアシスタントマテルネル)

最後はパリで働くアルジェリア出身の女性。夫婦と19歳の大学生の娘、22歳と25歳のそれぞれビジネスと心理学を修了した息子が同居している「とても家族 (très famille)」な家で3人(8カ月、22カ月、3歳)の子どもを預かっている。ケアワークの経験が長く、好きだと言う。「大きな家族」のように子どもを預かるという文化的特徴を何度も強調していた。時給はストラスブールの方よりも安い。前の2人と同様、資格を取ってスキルアップしようとしている。

17歳で結婚して、それからずっと働いている。失業したことはない。同僚はよく失業しているが。高齢者ケアを長く続けた。好きだった。お年寄りには子どもに似ている。

12年前からアシスタントマテルネルをしている。子どもが育って「この家に“赤ちゃん (bébé)”がいなくなってしまう。どうしよう?」と言っていた夫は、子どもが来て喜んだ。これまで全部で10人の子どもの面倒を見た。いつも3人の世話をしている。空きができるとPMIがすぐに次を紹介してくるので。今まで途中でやめたのは保育所に入れた2人のみで、保育所に入れることになったのに18カ月の子どもをここに残すことにした親もいた。みんな満足しているということ。子どもたちは時間が来ても帰りたくない。子どもたちにはファーストネームで呼ばれている。夫も含めて大きな家族みたい。

毎朝8時半から夕方6時半か6時45分まで預かるが、親の都合によって変更可。昼食とおやつを出す。夕食をここで食べることはほとんどない。天気がいいといくつかの公園、雨だと図書館に併設したプレイセンターに連れてゆく。親の仕事時間がまちまちなので大変。教育はしないが、数や色を教え、歌も歌う。

CAP (Certificate d'Aptitude Professionnelle) の資格試験のために仕事の記録を厚いファイルにまとめている。この資格があれば幼児教育士として保育所で働ける。でもアシスタントマテルネルの方が保育所より自由があって好き。1人に3人の子どもなので親密な関係が作れる。親にとったら保育所よりも少し高いが、ここの方がいいだろう。料金は時給3.7ユーロ貰っている。一時託児所なら0.8から4ユーロだが。

(2016年3月18日 パリ13区のアシスタントマテルネル アルジェリア出身)

在宅保育 (garde à domicile)

親子の自宅で子どもの世話をする在宅保育が3歳未満児の平日昼間のケアに主たる役割を果たしている割合は1%、共働きの場合でも2%しかない(図11)。しかし夕方の公園では子どもを遊ばせている子守(ヌヌ)と思しき女性たちをかなり見かける。保育所のお迎えに子守を頼むケースもある。夫婦とも出張のような場合に子守を頼むというケースも聞く。毎日ではない利用は上記の統計に表れた以上にあると思われる。アフリカ系、フィリピン系、中国系など外国人が多く、知り合いのついでで雇用する。家事全般を引き受けるが、子守や介護が含まれる場合もあるということのようだ⁽¹³⁾。パリ市の情報サイトを見ると、在宅保育に携わるケアワーカーを包摂する制度づくりが動いているようだが、本論文では紹介できない親たちのインタビューに登場したケースを振り返ると、現状では労働許可なしに働いているケースが多いようだ。子守の経験もあるフィリピン人家事労働者のインタビューを以下に紹介しよう。

デンマークにいる友達の伯父を訪問するということでヨーロッパに来て、そのままいる。仲介のために350000ペソ(7000ユーロ)支払った。フィリピンではオフィスワークをしていた。掃除の仕事は何も知らなかった。最初にフィリピン人の子どもの世話をした。今はユダヤ人家族の大きなお屋敷に住み込んでいる。18歳と16歳の娘のいる4人家族。月曜から金曜まで午後5時間家事をする。マダムがいなときは子どもたちといるのが仕事。いい人たちが、ときどき多過ぎるほどの用事をさせる。午前中は他の家族の家でパートタイムで働いている。月水金は4人の娘のいるユダヤ人家族。火木は80代の夫婦の家。

以前にひどい扱いを受けたこともある。「金を払っているんだから何でもしろ」と言って、ひどいことを言う雇い主もいた。わたしは泣いた。また、妻子が留守のときに腰のマッサージをしてくれと夫に言われ、断ったこともある。

ボス(雇用主)が申告しないので、労働許可を貰えない。自分は申告してほしいが、ボスは税金を払いたくない。申告するなら税金を(雇用主と本人が)半分ずつ支払おうと言われたので、断わった。

⁽¹³⁾ また、留学生の多いパリでは、フランス語の日常会話の練習を兼ねて、住み込みのオペアとして子どもの世話と教育係をする外国人学生もいる。ドイツ、ロシアなどヨーロッパ系も北米やアフリカ系もいる。

家族を支えるために仕事をしている。少しでも多く送金したい。特に弟、妹、残してきた自分の子どもの教育費のために。(2015年7月11日 フィリピン人家事労働者)

労働者としての権利を保障されない働き方が、アジアの外国人労働者とよく似ている。変容した福祉国家による家事サービス市場の育成は、その枠組に包摂されて権利を保障されるケアワーカーを大量に育成した一方で、そこから排除された層も生み出した。

親族とその擬制

図11によると、平日の昼間、祖父母その他の家族成員が世話をしている3歳未満児は3%、共働きのケースに限ると6%である。この数字を見る限りアシスタントマテルネルや保育所に比べてその役割は小さいように見えるが、そうだろうか。実際はどのような役割を果たしており、その役割は変化しているのだろうか。

祖父母

1970年代に公的保育が発達する前は、母親が働くときは祖母に子どもの世話を頼むのが普通だったという。

現在の祖母(祖父の場合もある)の役割は、保育所のお迎え(祖父母でなければ子守が来るケースが多いという)、病気で保育所に行けないときの世話、保育所に入れない場合、および長期休暇のときに子どもを預かることなどがある。フランスでは夏休み2カ月(7-8月)の他、秋とクリスマスと2月と春に2週間ずつ休暇があるので、親も一部は休暇をとるが、それ以外のときは祖父母に預けるケースが多い。公的保育や学校の存在を前提に、補完的役割を果たしていると言えよう。就労する母親が増加していることを反映し、祖父母の役割はますます大きくなっていると言われる。

以下は折に触れて7人の孫の面倒を見ている祖母の事例である。祖母自身も教師として働いている。

今は働きながら、保育所に迎えに行ったりしている。フランスでは祖母の役割は大きい。お迎えはだいたい祖母かヌヌ。さきほども息子から電話があり、明日保育所にお迎えに行ってくれないかと言う。明日は仕事があるのでダメ、と断わった。

アパルトマンの一部屋は孫たちの部屋にしておもちゃを置いている。必要なときに面倒を見るほか、いとこが来ているときに来ることが多い。祖父母がいとこたちをつなぐ役割を果たしている。11月の休みには、3週間の間、4人の孫が入れ替わりこの

家にいた。(祖母である本人は仕事があるので)昼間は(退職している)夫が面倒を見た。とても大変だった。10歳、7歳はいいのだけれど、3歳が特に大変だった。年齢をとってから子どもの面倒を見るのは大変。でも、たとえ疲れても引き受けないといけない。そうでないと孫たちに知ってもらえない。祖父母から学べることも多いはず。

病気の時も大変。責任を感じる。40度の熱が出た2歳の子を預かったときは、「お母さんと話したい」と言うので困った。医者に連れてゆくのではなく、家でアスピリンを飲ませ、風呂に入れ(40度の熱があるなら39度の)、タオルも同じくらい温める。加減が難しい。自分の子でないので全く違う。自分の子なら熱の出たときの反応を知っている。(2015年11月24日 7人の孫のいる59歳の女性)

パランとマレーヌ (parrain/marraine)

ゴッドファーザーとゴッドマザー。人類学の用語では「擬制的親族」ということになる。元来はカトリックの習慣であり、洗礼の時に選ぶ。現在は宗教とは関係ない慣習として一部の家族で実施されている。自分も姪のパランとしての役割を務めている20代の男性に話を聞いた。

パラン、マレーヌとは、両親に加えて一生をかけてその子の面倒を見る人。時間を共に過ごし、特別な関係を作るのが大事。親とは違う。親は距離が近すぎて客観的に見られないことがあるので、パランとマレーヌが客観的に見る役割を果たす。親とパランのバランスをとることが大事で、たとえば父親が怒りっぽければ穏やかなパランを選ぶ。パランとマレーヌの一方は親族から、他方は両親の友達から選ぶことがよくある。絆を維持するために選ぶこともある。また家族の中で未婚の人がいたら優先して頼む。子どもがいて経験のある人に頼むわけではない。パランになることは、親になる前の訓練になる。なんて大変なことなんだ、と。なお、パランはマレーヌと結婚してはいけない。

クリスマスプレゼントをあげるだけのパランになってしまうといけない。お誕生日に電話をするほか、定期的に話す時間をとってどうしているか聞く。困ったことがあったら相談する。親に頼まれて1週間くらい預かることもある。自分は少なくとも年に2回会うようにしている。非行に走った場合はパランが責任をとったり助けたりすることもある。特に親が責任をとらないとき。経済的援助はあまり聞いたことはない。フランスでは家族より前に国に援助を求めるから。

パランは親に何か問題があったときのセーフティネットとしての役割を果たす。親

が離婚した場合も、子どもはパランと離婚しないから大丈夫。パランは親の夫婦関係には介入しないが、子どもとの関係は続く。親が亡くなった場合はパランが一時的に引き取ることもあるかもしれないが、長期的には無いだろう。そういう子どもは国家に保護されるから (pupille de la Nation)。その場合も裁判で決まってパランが後见人になることもある。(2015 年 7 月 13 日 姪のパランになった 20 代男性)

課外活動

ここまでは主に就学前の幼児、ジャルダンダンファン以外は 3 歳未満児のケアに焦点を当ててきた。3 歳からは無料のエコールマテルネルにほぼ全入し、子どもは教育の対象となつてゆくからである。しかし、小学校に上がってからも、学習以外の時間が存在する。フランスでは夏休みなど休暇も長い。その時間の子どもたちの世話をする多種の課外活動が発達している。課外活動はアニマトゥール (animateur) と呼ばれる人たちが取り仕切り、子どもたちの活動の世話をすると同時に安全確保に努める。アニマトゥールの資格 (Brevet d'aptitude aux fonctions d'animateur=BAFA) を得るには、理論編と実地研修を 1 週間ずつ受ける。パリ市の課外活動担当者に制度の概要をうかがった。

フランスの教育の軸は 2 つある。学校での学習は国民教育省の管轄だが、課外活動は若者スポーツ省の管轄である。課外活動で子どもを預かる組織 (アソシアシオンと学校の学童保育) は、子どもと大人の人数比、資格、未成年保護の観点からしてはいけないことなどについて、省の規則に従う。

両親が子どもを監督するものとされているが、パリ市はひとり親が多く、働いている人も多い。かつてのように親が子どもを見られなくなっているので、公的機関がバトンタッチする必要がある。学校の昼食時間と学校が終わった後の 16 時半以降を「新しい教育時間」と名づけられた。

希望する子どもたち全員を受入れるのがパリ市の特徴。2013 年の改革の時に受け入れ能力を高めて全員受入れられるようにした。13 万 6500 人の学童のうち、80% が課外活動に参加している。残りの子どもたちはスポーツクラブに行ったり、アシスタントマテルネルの世話になったり、家に帰ったり。7 歳以下の子どもをアシスタントマテルネルに預けると税免除がある。

課外活動の料金は親の収入により 10 段階に分かれている。パリでは無料は無い。最も安いのは 1 日 20 サンチーム。支払うことに象徴的な意義がある。

パリ市には 6700 人のアニマトゥールが働いており、内 3000 人は公務員、3700 人は

臨時雇用。ボランティアもいる。アニマトゥールは若い女性が多く、コロニー・ド・バカンスの場合は時給 11 ユーロ 75 サンチーム、1 日 9 時間で 111 ユーロ。1980 年代には教師が学校に残ってアニマトゥールの役割を果たしていた。

地区アソシアシオン (association de quartier) を作り、親と市がパートナーとなって活動している。活動内容は、①助成金をもらって学校で絵画のアトリエを開くなどの活動をすることと、②市にしてほしい活動のリストを作成すること。

貧困地区での特別教育なども実施している。教育士、アニマトゥール、教師を集めて何ができるか話し合い、集合住宅に集まって 6-11 歳を対象に読み書きを教えるなど。(2015 年 9 月 28 日 パリ市の課外活動担当者)

課外活動センター (centre de loisirs)

パリでは各エコールマテルネルもしくは小学校内に課外活動センターを設置している。3-14 歳の子どもを受け入れる。夏休みその他の学校の休暇、および授業のない水曜日の午後に開かれる。

夏休み 2 カ月 (7-8 月) の間、パリの多くの家族はヴァカンスに出かける。ヴァカンスに行けない家族の子どもたちのために、夏期プログラムを提供している。

夏は学期中にできなかったような活動を提供する。パリに居てもヴァカンスのようなプログラムを提供する。ヴァカンスに行ったような気分になるのが大事。ヴァカンスに行くのは人権の一部のようなものだから。幼稚園と小学校を一緒に実施しており、プール、柔道、ボクシング、集団スポーツが多い。パリ郊外のヴァンセヌの森、サンクルーの森、ブローニュの森にある自然体験空間 (Espace Nature) でテントを張り食事や活動をする日帰りプログラムもある。朝、親などと一緒に来て登録し、あらかじめインターネットで申し込んだグループに参加する。グループは、幼稚園児では 5 人の子どもに 1 人の大人、小学生では 8 人の子どもに 1 人の大人がつく。

課外活動センターのセンター長はパリ市役所の公務員であり、資格 (BAFD) を持っている。アニマトゥールは臨時雇用であり公務員ではない。経費は家族手当金庫から補助される。

(2015 年 7 月 16 日 13 区の課外活動センター長)

コロニー・ド・ヴァカンス (林間学校) (colonie de vacances)

宿泊を伴うタイプと伴わないタイプがある。宿泊を伴うタイプのコロニー・ド・ヴァカ

ンスは夏期などに実施する。実施主体は、国、市町村、アソシアシオン、(コロニー・ド・ヴァカンス実施を業務とする)民間企業、一般企業内の福祉を扱う部署など。2-3週間のプログラムで(幼児は1週間も)、他の町を見にゆく、自然に触れるなどのタイプが多い。5-18歳の子どもの対象とする。コロニー・ド・ヴァカンスを実施する前に県の担当者に申請する。どのようなアニマトゥールが必要か、前科のあるアニマトゥールはいないかなどを審査される。実施にあたっては、アニマトゥールの80-90%は資格のある人でなければならないが、残りは資格が無くてもよい。

宿泊を伴わないタイプは上記の課外活動センターが地域で実施するもの。市町村が運営する。半公務員(アソシアシオンで勤務しているが給与は国から出る)がフルタイムで年間を通して担当する。

以下にアニマトゥール経験者のインタビューを紹介しよう。青年期にアニマトゥールを経験することは、本人にとっても貴重な経験であることが語られる。

自分も子どもの時にコロニー・ド・ヴァカンスに参加して楽しかった。参加した理由は夏休みが長かったのと、両親が働いていたから。両親がロマンティックなヴァカンスを取りたかったという理由もあると思う。お母さんがUFCV (Union Française des Centres de Vacances) —フランスで最大規模のコロニー・ド・ヴァカンスの団体—のカタログを持ってきて、そこから選んだ。自分はパリに住んでいたので、トゥールーズのアソシアシオンを選んだ。トゥールーズで各地から来る子どもたちと出会うことができた。公的なコロニー・ド・ヴァカンスだと、その地域の子どものみになる。民間のものはけっこう高く、自分の参加したところは週700ユーロ。公的資金が入っていなかったからだろう。

経験した子が大人になって同じ場所で同じ友達と一緒にアニマトゥールになることがある。自分もアニマトゥールになってロールプレイングゲームのコロニー・ド・ヴァカンスを実施した。19歳から23歳まで学生時代の夏休みの仕事として。給料がよくないので職業にすることはできない。アニマトゥールについての論文によると、アニマトゥールの給料は最低賃金に近く、月1000ユーロだそう。お金のためではなく楽しいからしている。(2015年7月6日 アニマトゥール経験者の20代男性)

カトリックのアソシアシオンである Association Catholique des Enfants (ACE) に8年間は子どもとして参加し、その後3-4年間アニマトゥールとして参加した。1年間クラブに属して、夏に1週間のキャンプを実施する。ボーイスカウトより柔軟で

リラックスしている。1年間の活動は、2週間1回くらい会合をして、ゲームをしたり、（環境問題、ごみ問題、障壁について、などの）議論をしたり、老人ホームを訪問したり。キャンプでは全国から来た人たちが集まり、遊びや議論、劇をする。アニマトゥール同士の会でエクアドルに行き、コミュニティの人たちと協力して学校建設の手伝いをしたこともある。

自分にとって重要な経験だった。学校ではそういう機会は全く無いので。学校にはいじめがあったが、ACEは男性的な体育会系的なものではないので居心地がよかった。学校と家族の間でちょうどいい。その後、チームを率いるようになって、裏側を知ることができるようになった。アニマトゥール同士のいざこざも乗り越えることができた。この経験から二つのことを学んだ。他人を愛するということと、責任を取るということ。ボーイスカウト（Scouts de France）にいたら、計画を立てるようになっただろうが、ここでは人の話を聞くことを学んだ。自分はこれが無かったら、ひきこもりになっていたかもしれない。（2015年7月13日 アニマトゥール経験者の26歳男性）

4 考察

本論文では、福祉国家の「削減」が言われた時代以降のヨーロッパにおいて、「アジア化するヨーロッパ」と言えるような現象が起きているかという問いを立て、OECD諸国の財政支出の分析およびフランスにおける子どものケアに関する調査を主要な方法として仮説の検討を試みた。公的社会支出の減少という財政面から見た福祉国家の「アジア化」は、西欧および北欧の主要国については見られなかった。むしろ高齢者への年金から子どもを養育する家族の支援に重点を移す社会投資型福祉国家への変容が見られた。また子どものケアに関する限り、現物支給から現金給付へという転換も起きておらず、現金給付が大幅に増加したのは自由主義的福祉国家に分類されるイギリスのみであり、イギリスも含めてほとんどの国で1990年代から2000年代を通じて現物支給が増加傾向にある。しかしその中で、いったんはスウェーデン並みに達したフランスは、2000年代以降、現物支給の水準を次第に下げていた。これは保育所建設の抑制とアシスタントマテルネルへの転換を反映しており、親たちにとっては保育所入所に際しての熾烈な競争、アシスタントマテルネル・一時託児所・親保育所などの次善の選択、保育所経営側からすれば、より需要のあるタイプの保育所への転換の難しさなどを帰結していた。

しかし、フランス国家が子どものケアから撤退しているかと言えば、そんなことはない。

国・県・市および家族手当金庫からの資金があらゆるタイプの保育所（市営保育所、家庭的保育所はもちろんのこと、アソシエーションが経営する民営保育所の一部、親保育所のみならず私営・企業保育所の一部まで）に入っており、その場合は料金も親の収入に応じて定められている。親が雇用者となるアシスタントマテルネルの場合は料金は個人契約により決まるが、一部は家族手当金庫から支援される。国家は子どものケアの費用をかなりの程度負担しており、料金も規制して、親の経済状態によるケアへのアクセス不平等が生じないように努めている。またさまざまな資格制度による専門職の配置と、母子保護センター（PMI）による監督と支援により、保育の質保証も公的責任において果たしている。

フランスの子どものケアには国家以外のセクターのアクターもさまざまな形で関わっている。まず市場セクターについては、保育所不足のため、利益追求型の私営・企業保育所が増加している。アシスタントマテルネルはケアサービスの市場化政策の産物である。とはいえ、前述のように質保証や料金の補填というかたちで、国家により高度に規制された「準市場」と言うべきであろう。他方、在宅保育の担い手である子守（ヌヌ）には労働許可が無い者も少なくなく、外国人である場合も多く、料金の規制も補助もなく、保育の質保証も労働者の保護も行き届かない。ケアサービス市場の政策的形成は、その枠組に包摂される労働者と排除される労働者を生み出した。もっとも数的には前者が圧倒的に多いので（後者の過少推定の可能性を考慮しても）、前者も低賃金であることは否定できないが、“人権も守られない条件で働く外国人家事労働者”というアジアにおけるケアの市場化のイメージとは異なる状況が生まれているということは指摘しておきたい。

家族・親族セクターについては、母親の就労の増加により祖父母の役割が大きくなったと言われているものの、実際に祖父母が果たしている役割は保育所のお迎えや休暇の世話など公的保育の補完であった。公的保育が未発達のアジアにおいて祖父母が朝から夕方まで、時には夜まで孫の世話を引き受けているのとは異なる。この点についてはヨーロッパの中でも国による差があり、福祉国家の弱い南欧ではアジア的な状況があることが明らかになっている（Herlofson and Hagestad 2012）。なお、家族・親族セクターが子どものケアに果たす役割は、育児休業制度など福祉国家の「時間政策」によっても影響を受ける。この点についてはここまで触れることができなかったので、一言加えておこう。表2に見るように、フランスの育休は日本より短く、有償と言っても給与の18.4%しか補填されない。母親に長期の有償休暇を与えることによるケアの家族化政策はとっておらず、むしろ女性の労働力化を促している。

アソシエーションは民営保育所や親保育所の経営、コロニー・ド・ヴァカンスの実施などに携わっている。特色のある運営方針をもてることを強みに、親の参加を可能にしたり、

表2 産休・育休の長さと言与補填率

	産休（週）	産休給与補填率	育休（週）	育休給与補填率
韓国	12.9	80.2	52.2	30.2
スウェーデン	8.6	77.6	51.4	61.1
日本	16	67	44	59.9
ドイツ	14	100	44	47
イタリア	21.7（5ヵ月）	80	26	30
フランス	16	100	26	18.4
イギリス	39	30.9	-	-

（資料）OECD Family Database

貧困地区や養育困難のケースを優先したりしている。

発達の遅い子やなんらかの問題を抱えた子を早く発見して支援することが、フランスの保育では重視されている。家庭的保育所やジャルダンダンファン、一部の民間保育所はそれを一つの使命と位置付けている。それ以外の保育所でも、発見したら母子保護センター（PMI）に報告する仕組みが確立されている。PMIは保健所と児童相談所の機能を併せもつような機関であり、産後検診で問題ケースを発見する他、専属の医師・看護師が担当地域内の保育所・アシスタントマテルネルや母子を監督して相談や通報を受ける。虐待や重い養育困難などの深刻なケースはさらに懸念事項収集部（CRIP）に回され、個別ケースごとに医師、看護師、心理士、ソーシャルワーカーなどの専門職集団が集まって判断し、必要とされれば行政的保護あるいは児童判事の判断によって司法的保護の対象とされる。

行政的保護や司法的保護を実施する機関の多くがアソシアシオンである。フランスの福祉関係のアソシアシオンは100%公的資金によって運営しているのが普通である。母子寮、乳児院、児童養護施設の他、多様なかたちの施設外支援がある点が日本と違う。司法的保護のひとつである施設外教育支援（AEMO）、行政的保護である在宅教育援助（AED）、予防クラブ（*prévention spécialisée*）、パレナージュ（*parrainage*）などはほとんどアソシアシオンにより運営され、さまざまな専門職が働いている。通常の保育のみでなく、養育困難を抱えたケースや児童養護の対象となるようなケースまで含めると、フランスの子どものケアにおいてアソシアシオンの果たしている役割は格段に大きくなる。

以上から、フランスの子どものケアに関するダイヤモンドを描いてみたのが以下の図13である。変化する以前の左図も変更されている。福祉国家の全盛期であっても、アシスタントマテルネルの前身にあたるインフォーマルなケアワーカーが存在したこと、祖父母とくに祖母の役割は大きかったことから、市場セクターと家族・親族セクターを図3より拡

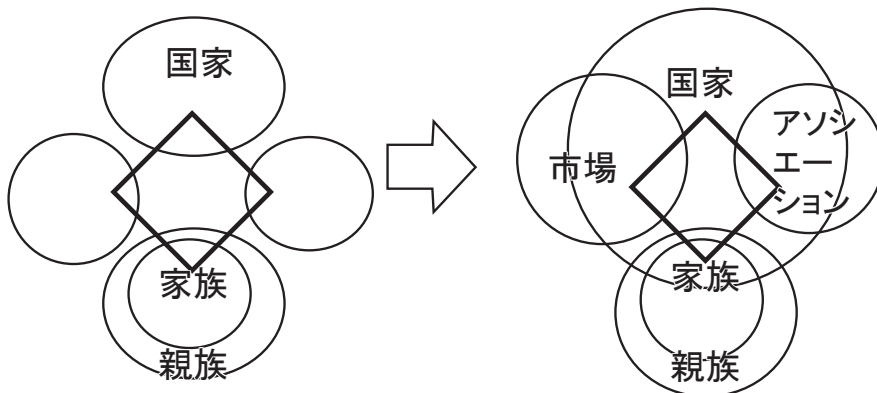


図13 フランスにおける子どものケアダイヤモンドの変容

大した。変化後の右図では、国家セクターが拡大し、他の3セクターと重なって下支えしている。福祉国家の変容は他の3セクターのケア供給者としての役割を拡大させたが、市場には規制による質保証とケア購入費の一部を補填することで、アソシエーションには規制による質保証と補助金を与えることで、家族には公的保育との補完関係を生み出すことで、福祉国家は他のセクターと「混合」しながらセクター間の調整と資金配分という鍵になる役割を果たし続けている。

フランスでの調査と並行して、「ヨーロッパ化するアジア」仮説の検討のために、アジアの数カ国の比較調査も進めてきた。アジアのいくつかの国では福祉国家建設が進行しているものの、国家から他のセクターへの資金配分が少ないということが、目立った特徴だった (Ochiai and Tsuji forthcoming)。すなわちヨーロッパとアジアにおける研究の結論は、両地域の福祉レジームの間には大きな違いがあり、いくらか歩み寄っているとはいえ、収斂に向かっているとは言い難い。つまり「アジア化するヨーロッパ」と「ヨーロッパ化するアジア」のいずれの仮説も支持できないということが現時点での結論である。

とはいえ、フランスの子どものケアに焦点を当てた本論文は、ヨーロッパの福祉国家の持続性を過大評価している可能性が強いことを最後に付け加えておきたい。社会投資型の福祉国家への変容が一般的な傾向であるなら、削減されやすいのは子どもよりも高齢者のケアの方であり、また国別に見るとフランスは北欧諸国に次いで福祉国家を維持する志向が強いからである。特に子どものケアについては、人口減少の心配と共和国イデオロギーのため、子どもの養育の責任を国家と家族が共に担うという考えが19世紀末以来強い (Letablier 2013)。たとえば自由主義型福祉国家のイギリスの高齢者ケアについてのフィールド調査を行えば、いささか違う光景が見えるのではないだろうか。理論的には「アメリ

カ化するヨーロッパ」「アメリカ化するアジア」という視角も加えることを次の課題としたい。

謝辞 本論文は、イル・ド・フランス政府の招聘により2015年4月より2016年3月までの1年間「ブレーズ・パスカル国際研究員（Blaise Pascal Chair）」としてフランス社会科学高等研究院に滞在し実施した研究プロジェクト“Changing care diamonds in Europe and Asia: Is Europe becoming Asia?”の成果である。イル・ド・フランス政府、資金の受入れ先となってくださったENS財団と資金管理をご担当くださったサンドリース・ゴーズさん、および滞在先としてこれ以上ない環境をご提供くださったフランス社会科学高等研究院／パリ仏日高等研究センター（Centre d'études avancées franco-japonais Paris =CEAFJP）のセバスチャン・ルシュヴァリエ所長、助手の阿毛香絵さん、臺丸謙さん、本研究プロジェクトの助手として資料収集、インタビュー先とのコンタクト等の万般をサポートし、インタビューに当たっては通訳の役割も果たしてくださったフランス社会科学高等研究院大学院生の徳光直子さん、ノア・バーガーさん、フランスにおけるケア研究の手ほどきをしてくださったCNRSのマリー・テレーズ・ルタブリエ名誉教授、フィールド調査をお世話くださったストラスブール大学のサンドラ・シャル先生、ケンブリッジ大学院生のコスタンティーニ博子さん、INALCO院生のアリーヌ・エニンジェさん、そしてインタビューに応じてくださった多くの方々にお礼を申し上げたい。

文献

- Arber, Sara and Virpi Timonen eds., 2012, *Contemporary Grandparenting*, Bristol: Policy Press.
- Charles, Nickie, Charlotte Aull Davies and Chris Harris, 2008, *Families in Transition: Social Change, Family Formation and Kin Relationships*, Bristol: Policy Press.
- Carbonnier, Clément and Nathalie Morel eds., 2015, *The Political Economy of Household Services in Europe*, Houndmills: Palgrave Macmillan.
- DOREES, 2012, L'accueil des jeunes enfants: axe majeur de la politique familiale française depuis les années 1970, *Dossiers Solidarité et Santé* 31.
- Herlofson, Katharina and Gunhild O. Hagestad, 2012, "Transformation of the role of grandparents across welfare states," Sara Arber and Virpi Timonen eds., *Contemporary Grandparenting*, Bristol: The Policy Press, 27-49.
- Letablier, Marie-Thérèse, 2013, "The politics of parenting: the meaning of children, the meaning of work in France," Anne Lise Ellingsæter, An-Magritt Jensen and Merete Lie eds., *The Social Meaning of Children and Fertility Change in Europe*, Oxon: Routledge.
- Morel, Nathalie, Bruno Palier and Joakim Palme eds., 2012, *Towards a Social Investment Welfare State?: Ideas, Policies and Challenges*, Bristol: Policy Press.
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編, 2007, 『アジアの家族とジェンダー』 勁草書房
- Ochiai, Emiko, 2009, "Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology," *International Journal of Japanese Sociology* 18:

60-78.

Ochiai, Emiko and Barbara Molony eds., 2008, *Asia's New Mothers: Crafting Gender Roles and Childcare Networks in East and Southeast Asian Societies*, Folkestone: Global Oriental.

Ochiai, Emiko and Yuki Tsuji eds., forthcoming, *Transforming Familialism*, Leiden: Brill.

Razavi, Shahra, 2007, *The Political and Social Economy of Care in a Development Context*, Gender and Development Programme Paper No. 3. Geneva: UNRISD.

Razavi, Shahra and Silke Staab eds., 2012, *Global Variations in the Political and Social Economy of Care: World Apart*, New York: Routledge.

山田千秀, 2010, 「フランス及びドイツにおける家族政策—海外調査報告」『立法と調査』310号: 3-12頁

資料

OECD Family database: <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>

OECD database on social spending: <https://data.oecd.org/social-exp/social-spending.htm>

l'Observatoire national de la petite enfance rapport 2015: L'Accueil du Jeune Enfant en 2014, Caisse nationale des Allocations familiales.

(おちあい えみこ・教授)